

やまなしネオバリュープロダクツ開発支援事業

業務委託に係る企画提案 実施要領

1 趣旨

SDGs への関心の高まりにより工業製品に求められる価値は変化してきたが、新型コロナウイルス感染症の長期化により、その傾向は一層鮮明になっています。近年の新たな潮流となっているエシカル消費、シェアリングエコノミーなどの価値観を加えた新しい地場産品「やまなしネオバリュープロダクツ」の創出を推進し、地場産業（※1）に新たな息吹を採り入れ、高付加価値化を図る必要があります。

本県地場中小企業者（※2）の新商品開発や販売を支援し、新しい価値観を加えた地場産品を広める「やまなしネオバリュープロダクツ」を創出するため、クラウドファンディングを活用した事業を行います。

この事業の実施に当たり、より効果的・効率的に行うための提案を募集します。

※ 本実施要領において「地場産業」とは、地場中小企業者が営む事業をいう。

※ 地場中小企業者とは山梨県中小企業・小規模企業振興条例第2条第1号に定めるもののうち、製造業に属する事業を主たる事業として営む者をいう。

2 業務の概要等

(1) 委託業務の名称

やまなしネオバリュープロダクツ開発支援事業 業務委託

(2) 業務委託期間

委託契約締結日を始期とし、令和5年3月15日（水）を終期とする。

(3) 業務内容

別紙「やまなしネオバリュープロダクツ開発支援事業 業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(4) 予算上限額

委託料の上限額は、金6,300,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。また、この金額は、委託業務にかかる全ての経費を含む。

なお、委託業務のうち、8（2）イ・ウの出展事業者支援・フォローアップに要する経費は、実績に基づき支払うものとする。ただし、支援に係る1社当たりの上限額は20万円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(5) 業務の流れ

①委託業務の詳細協議

企画提案の内容をもとに、業務の詳細や実施方法、実施スケジュール等について、県と受託事業者で協議し、決定する。

②実施報告

事業の実施結果を報告書にまとめ、県に提出すること。

3 応募資格

資格者は、次の全ての要件を満たす法人とする。

- (1) 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- (2) 本件業務の実施が可能な体制が整えられていること。
- (3) 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 過去5年以内に、本業務にある内容と同類又は類似の業務を請け負った実績があること。
- (10) 上記の条件を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があったと認められる場合には、応募を認めないことがある。

4 契約形態

公募型プロポーザル方式により、企画提案について審査の上、最も優れた評価を得た者と随意契約により委託契約する。

5 日程

令和4年4月22日（金）	募集開始
令和4年5月11日（水）	参加申込書提出期限
令和4年5月11日（水）	質問受付期限
令和4年5月17日（火）	質問回答期限

令和4年5月16日(月)	参加資格審査結果の伝達
令和4年5月24日(火)	企画提案書提出期限
令和4年5月24日(火)～5月27日(金)	書類審査
令和4年5月27日(金)	書類審査結果通知
令和4年6月1日(水)～3日(金)※	企画提案プレゼンテーション審査
令和4年6月7日(火)	採択通知・契約締結・事業着手
令和5年3月15日(水)	事業完了(事業完了報告書の提出)

※ 別途指定する日に実施

6 企画提案応募等に関する書類の提出等

(1) 担当部署(書類提出先・質問受付)

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号(山梨県庁別館3階)
山梨県産業労働部 産業振興課 地場産業振興担当
電話 055-223-1543
電子メールアドレス sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp

7 参加申込書類の提出と参加資格審査等

(1) 参加申込書類

本件企画提案に応募する方(以下「企画提案応募者」という。)は、参加資格を審査するため、次の書類を提出すること。

提出書類	部数
① 参加申込書(様式1)	1部
② 誓約書(様式2-1)	1部
③ 役員名簿(様式2-2)	1部
④ 財務諸表(直近2期分) (損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、 附属明細表)	6部 (正本1部、写5部)
⑤ 会社概要が把握可能な書類(会社パンフレットなど)	6部 (正本1部、写5部)
⑥ 国税納税証明書(その3)(税務署で交付される様式)	6部 (正本1部、写5部)
⑦ 都道府県税納税証明書(県税に未納がない旨の証明書) (都道府県で交付される様式。)	6部 (正本1部、写5部)

※物品等入札資格者名簿に登載されている場合は、競争入札参加資格通知書(写)を添付すること。この場合において、上記②、③の提出は不要とする。

(2) 参加申込書類の提出方法・提出期限

- ①提出方法 郵送又は持参
②提出期限 令和4年5月11日(水)午後5時必着
③提出場所 山梨県産業労働部 産業振興課 地場産業振興担当
住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時とする。
 平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。

(3) 参加資格審査

- ① 参加申込書類により審査を行い、審査結果を企画提案応募者に通知する。
- ② 選定方法は、別紙「やまなしネオバリュープロダクツ開発支援事業 業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」のとおりとする。

8 企画提案の提出と審査

(1) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式3）により受け付ける。

- ① 受付期限 令和4年5月11日（水）午後3時必着
- ② 質問方法 電子メール

電子メールの件名には「やまなしネオバリュープロダクツ開発支援事業 業務委託 企画提案質問」と記載すること。

電子メールアドレス：sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp

- ③ 回答方法 回答は、原則として、参加資格審査により企画提案応募者として選定された全事業者に対して電子メールにより送付する。
 回答は令和4年5月17日（火）までに行う。
- ④ その他 電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答をしないこともある。

(2) 企画提案書類の提出

① 企画提案書類

企画提案応募者は、次の書類を提出すること。

提出書類	部数
ア 企画提案書（様式4）	1部
イ 企画提案書（様式4-1） ※様式4-1作成上の留意点を確認の上、作成すること	10部 (正本1部、写9部)
ウ 見積書（任意様式・積算内訳を記載） ※正本1部以外は、会社名が分からないように印刷してください	10部 (正本1部、写9部)

② 企画提案書への記載事項は次のとおりとすること。

ア クラウドファンディング専用サイト構築

項目	内容
全体的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットメディアを通じて閲覧者に訴求する広告の配信について、企画提案する内容全体の考え方、コンセプト、スケジュール等について記載すること。 ・ 地場産品について認知度向上・販売促進の考え方を記載すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該手法が有効な理由を記載すること。 ・ 効果の測定方法について記載すること。
サイト・広告等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制作物（専用サイト等）の全体像を記載すること。 ・ 制作物のイメージを具体的かつ視覚的に示すこと。
その他、本業務の目標達成のために有効な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売促進のための戦略を記載すること。 ・ 本業務との連携が有効な独自の提案について記載すること。 ・ 効果の測定方法について記載すること。

イ プロジェクトの募集、プロジェクト実施者に対する支援等

項目	内容
全体的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集～実施までのスケジュールを記載すること。
集客セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催の有無等、考え方を記載すること
個別相談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催の有無等、考え方を記載すること。
その他、本業務の目標達成のために有効な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務との連携が有効な独自の提案について実施すること。 ・ 効果の測定方法について記載すること。

ウ 支援成立プロジェクトに対するフォローアップ

項目	内容
全体的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案する内容全体の考え方、コンセプト、スケジュール等について記載すること。 ・ 当該手法が有効な理由を記載すること。 ・ 効果の測定方法について記載すること。
その他、本業務の目標達成のために有効な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務との連携が有効な独自の提案について実施すること。 ・ 効果の測定方法について記載すること。

③ 企画提案書類の提出方法・提出期限

ア 提出方法 郵送または持参

イ 提出期限 令和4年5月24日（火）午後5時必着

ウ 提出場所 山梨県産業労働部 産業振興課 地場産業振興担当

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（別館3階）

持参の場合の受付は、平日の午前9時から午後5時とする。

④ 無効とする企画提案

次のいずれかに該当する場合は、企画提案は無効とする。

ア この要領に定める手続きに適合しない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 選定方法等

① 別紙「やまなしネオバリュープロダクツ開発支援事業 業務委託に係る企画提案

選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」のとおりとする。

- ③ 書類審査は次のとおり行う。
 - ア 期日 令和4年5月24日（火）～ 令和4年5月27日（金）
 - イ 方法 別紙審査基準をもとに審査する。
 - ウ 選考結果通知 令和4年5月27日（金）
- ④ 企画提案審査（プレゼンテーション審査）は次のとおり行う。
 - ア 期日 令和4年6月1日（水）～3日（金）
 - イ 対象 書類審査通過者
 - ウ 方法 プレゼンテーション（20分）と質疑応答（10分）により行う。
実施日、時間、場所、実施詳細は別途通知する。
- ④ プレゼンテーション時に追加資料の提出はできないものとする。また、既に提出された企画提案書の再提出及び差し替えについてもできないものとする。
- ⑤ なお、企画提案審査（プレゼンテーション審査）は、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開とする。
- ⑥ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者を委託候補者とする。

（4）選定結果の通知・公表

選定の如何に関わらず、企画提案応募者にはそれぞれの審査結果を個別に通知する。その上で、後日、選定結果と契約内容を山梨県のホームページで公表する。

なお、ホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案応募者の評価基準毎の得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額とする。

ただし、契約者以外の企画提案応募者の名称又は氏名は公表しないものとする。

9 契約に関する事項

- （1）契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- （2）契約保証金は免除する。
- （3）企画提案書に記載された事項は、仕様書と併せ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のため必要な場合には、一部修正又は調整等を行う場合がある。

10 その他

- （1）企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- （2）提出書類の取り扱い
 - ① 企画提案応募者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、企画提案応募者に帰属する（契約後に仕様書として扱うものを除く）。
 - ② 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として企画提

案応募者が負う。

③ 提出書類は返却しない。

(3) 企画提案応募に関する費用負担

- ① 企画提案応募者が本企画提案応募に要した一切の費用については、全て企画提案応募者自身の負担とする。
- ② 契約を締結するまでの間、本要領に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。

(4) 説明会

企画提案に関する説明会は行わない。

(5) 山梨県との連絡・調整

受託事業者に選定された場合は、県の担当職員と密接な連絡及び調整を行うことにより業務を進めるものとする。

1 1 本件に関する問い合わせ先

山梨県産業労働部 産業振興課 地場産業振興担当

住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話 (直通) 055-223-1543

電子メールアドレス sangyo-sin@pref.yamanashi.lg.jp